

事 務 連 絡
平成30年 3月23日

関係指定障害福祉サービス事業所等管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

平成30年4月以降の加算等の算定に係る手続について

通常、介護給付費及び訓練等給付費等の算定に係る体制届については、異動月の前月15日までに所管の県民局へ提出することとなっておりますが、4月に予定されている報酬改定を踏まえ、平成30年4月1日を異動日とする体制届に係る手続等を次のとおりとしますので、御承知の上、期日までに適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、今後国から示される情報等により、お示した取扱いを変更する可能性がありますのであらかじめ御了承ください。

また、手続等の詳細については、今月下旬の集団指導等においてお知らせする予定です。

記

1 「前年度の平均利用者数」が関係する加算

前年度の平均利用者数等、前年度の事業実績に関わる要件のある加算について、平成30年4月からの算定を行う場合は、平成30年3月31日までの1年間（年度途中の新設事業所・施設は1年未満）の実績を基に、算定要件を満たしているか否かを確認の上、次により必要な届出を行ってください。

(1) 対象となる加算（※現時点での想定です。）

別紙のとおり。

(2) 留意事項

- ・ 新たに加算を算定する場合は、「新規」の届出を行ってください。
- ・ 現在加算を算定している事業所・施設が、4月以降引き続き同じ内容の加算を算定する場合は届出は不要とします。その場合も、自主点検の際に作成した書類（下記4の③の書類）については、必ず保存をしておいてください。
- ・ 前年度の実績により、加算区分が変更となる場合（人員配置体制加算）や算定単位数が変更となる場合（夜間支援等体制加算Ⅰ・Ⅱ）は、「変更」の届出を行ってください。
- ・ 前年度の実績により、加算を算定できなくなったときは、速やかに体制届出書（下記4の①及び②の書類）により届け出てください。
- ・ 加算算定の検討に当たっては、「人員配置見直しに係る自主点検」における前年度の平均利用者数と整合を図ってください。

2 4月から新たに創設される加算等について

(1) 4月から創設される加算（算定要件が変更となる加算を含む）について

- ・ 「就労定着支援」「自立生活援助」等の新サービスに係る体制届、添付書類等については集団指導でお知らせする予定です。

(2) 本体報酬の区分等が変更となるサービス

次のサービスについては、4月の報酬改定により基本報酬の算定区分が変更になるため、**全ての事業者について体制届の提出が必要**となります。

なお、報酬区分の考え方等については、集団指導でお知らせする予定です。

サービス種類	備考（変更点等）
①就労継続支援A型	平均労働時間区分（前年度平均労働時間による算定区分）に変更
②就労継続支援B型	平均工賃月額区分（前年度平均工賃による算定区分）に変更
③就労移行支援	就労定着率区分（就職後6月以上の定着率）に変更
④生活介護	短時間利用減算（創設）の有無に係る確認が必要になった。

※ ①、②については、平成29年5月以降に指定を受け、6月以上実績がある事業所は、6月の平均を、6月の実績がない事業所は、体制届一覧表別紙1-1の「8：なし（経過措置対象）」を選択して提出してください。

※ ③については、指定を受けた日から2年を経過しない就労移行支援事業所の場合、「08：なし（経過措置対象）」を選択して提出してください。

3 その他の加算について

上記以外の加算等（**特に改定等のない従前からの加算等**）で、平成30年4月1日に異動するものについては、本来平成30年3月15日までに県民局へ体制届を提出することとなっていますが、**今年度は特例として上記1、2と同じ提出期限とします。**

4 提出書類

- ①介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書（様式第2号）
- ②介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ③各加算に係る届出書（兼自主点検表）及びその添付書類

注1）加算の「継続」の届出の場合は、①及び②の書類の作成は不要

注2）加算の「終了」の届出の場合は、③の書類の提出は不要

※①～③の書類については、H30.4月の報酬改定の内容を反映した新様式により提出してください。（3月末頃に次のHPへ掲載予定）

◆様式のダウンロード先

県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法に基づく事業等関係」

→「事業者の指定（更新）・変更及び運営等に関することについて」

→「指定（更新）申請・変更届出等について」

→1「<障害福祉サービス等（障害者）関係はこちら>」

→「各種様式」→「1<指定（更新）申請関係はこちら>」

→「43各種加算に係る届出書（こちらをクリックしてください）」

→「加算等の届様式について」に掲載

5 提出期限等（上記1～3共通）

（1）提出期限 平成30年4月10日（火）必着

※期限までに提出のない場合は、4月1日に遡っての算定（単位数の増）はできません。

また、平成30年4月16日以降に提出された場合は、最速でも平成30年6月1日適用となりますので御注意ください。

（2）提出部数

2部（正本1部、副本1部）

（3）提出先（各事業所を所管する各県民局）

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 （岡山市を除く）	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	086-272-3995
備中県民局管内 （倉敷市、新見市を除く）	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	0868-23-1291

4 今年度で廃止が予定されている加算・減算等

①就労定着支援体制加算（就労移行支援）

※ 「就労定着支援体制加算」はH29年度をもって廃止されますが、経過措置期間中（～H30.9.30）に当該加算を算定する場合は、上記と同様の届出が必要となります。

②短時間利用減算（就労継続支援A型）

③目標工賃達成加算Ⅰ・Ⅱ（就労継続支援B）

5 その他留意事項

上記取扱いは、あくまで現時点（H30.3.23日）現在に国から示されている報酬告示案等に基づくものですので、今後国から示される報酬告示や留意事項で必ずご確認ください。